

総合計画について



歴史を受け継ぎ 未来へつなげる まどかな市



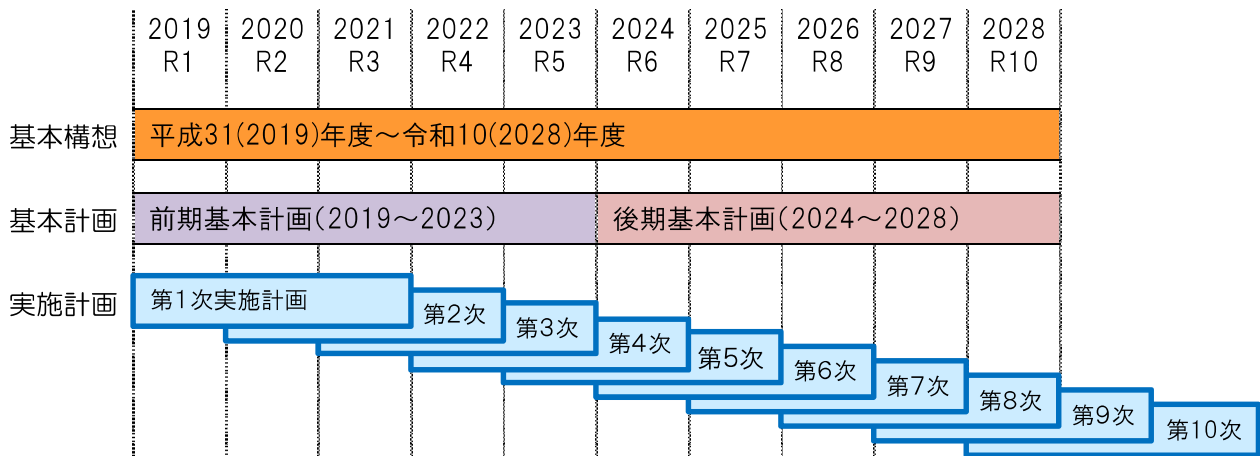
総合計画とは？

- 総合計画は、地方自治体の全ての基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であり、この計画では、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれています。
- 一般的に策定に当たっては、「基本構想」とこれに基づく「基本計画」からなるものが多く、概ね10年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5年程度の行政計画を示す「基本計画」を合わせて総合計画といいます。

大野城市では？

大野城市では、目指すべき都市（まち）の将来像を明らかにするとともに、その実現とさまざまな課題解決のため、平成31(2019)年度から令和10(2028)年度までを計画期間とする「基本構想」を定めています。

●第6次大野城市総合計画の構成と期間



大野城市の総合計画のあらまし

- 1971年（昭和46年） 大野町総合振興計画
都市の拡大と人口急増に対応するための都市環境、生活環境、社会環境などの整備を中心としたまちづくり
- 1977年（昭和52年） 第2次大野城市総合振興計画
市民生活の良好な居住環境整備と **コミュニティ** の形成
- 1983年（昭和58年） 第3次大野城市総合計画
人口急増に対応する都市基盤整備と **コミュニティ** を土台とした住みよい社会づくり
- 1996年（平成8年） 第4次大野城市総合計画
「人」（市民）と「街」（都市空間）と「緑」（自然環境）が調和・共生する **コミュニティ都市**
- 2009年（平成21年） 第5次大野城市総合計画
都市将来像 「ともに創る 個性輝く やすらぎの新 **コミュニティ都市**」
- 2019年（平成31年） 第6次大野城市総合計画

都市将来像

「未来をひらく にぎわいとやすらぎの **コミュニティ都市**」

基本構想

今後10年を見据えた
目指すべきまちの姿を示したもの

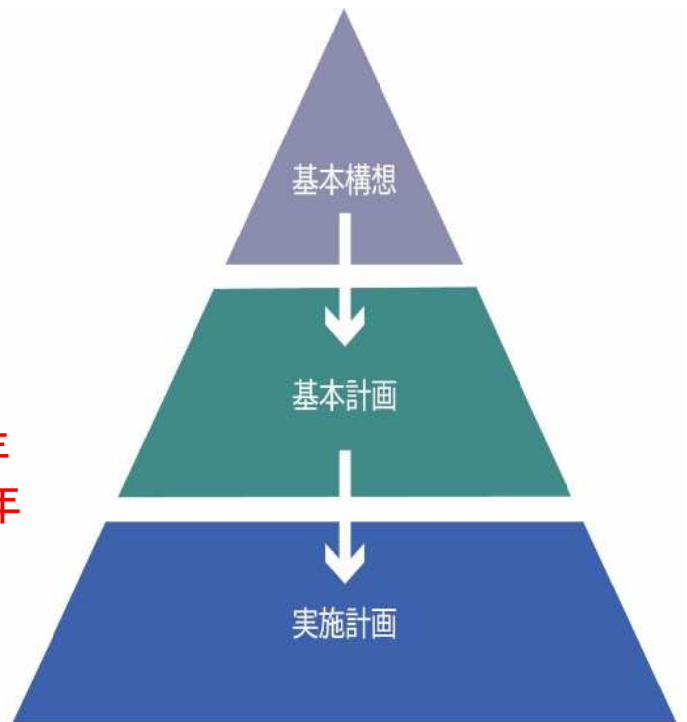
基本計画

都市将来像実現のための5年間の
施策の方向性を示したもの

前期基本計画: 令和元年～令和5年
後期基本計画: 令和6年～令和10年

実施計画

施策に基づく具体的な事業の内容
を示したもの



都市将来像と 4つの政策

未来をひらく
にぎわいとやすらぎの
コミュニティ都市



都市将来像

基本構想

4つの政策

基本計画

49の施策

01 地域と行政の共働	02 産業の振興	03 地域資源の活用	04 心のこもったまちづくり	05 文化財の調査・保護・啓発	06 生涯学習の推進	07 生涯学習の推進	08 人材の育成と活用	09 情報化の推進	10 情報提供の充実と情報活用	11 情報化の推進	12 法合に基いた自治体間の連携	13 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	14 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	15 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	16 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	17 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	18 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	19 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	20 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	21 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	01 妊・産・育・育後の支援	02 子育て支援	03 子育て支援	04 子育て支援	05 子育て支援	06 子育て支援	07 子育て支援	08 子育て支援	09 子育て支援	10 子育て支援	11 子育て支援	12 子育て支援	13 子育て支援	14 子育て支援	15 子育て支援	16 子育て支援	17 子育て支援	18 子育て支援	19 子育て支援	20 子育て支援	21 子育て支援	01 子育て支援	02 子育て支援	03 子育て支援	04 子育て支援	05 子育て支援	06 子育て支援	07 子育て支援	08 子育て支援	09 子育て支援	10 子育て支援	11 子育て支援	12 子育て支援	13 子育て支援	14 子育て支援	15 子育て支援	16 子育て支援	17 子育て支援	18 子育て支援	19 子育て支援	20 子育て支援	21 子育て支援
-------------	----------	------------	----------------	-----------------	------------	------------	-------------	-----------	-----------------	-----------	------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

政策01・施策01重点施策 地域と行政の共働



1_地域活動(区祭り) 2_共働事業(集まるコミュニティガーデン事業)

政策実現のための施策

小施策	主な取り組み
01 パートナーシップによるまちづくり 市民や職員に対するパートナーシップ意識の普及・啓発や、多彩な市民力、多様な職員力をさらに活かしていくためのシステムづくりを行います。 目標 市民公益活動促進プラットフォームを通じて、市民などが公益活動に参加した件数 62,400件	①共働事業推進事業 市民と行政の共働による相乗効果を生み出し、地域課題の効率的・効果的な解決を図るための事業を実施します。 ②市民公益活動促進プラットフォーム運営事業 市民の参加意欲の促進や活性化、発掘のための関係機関との連携を図るための事業となる仕組みを構築して円滑に運用します。
02 都市内分権の推進 市民自ら、市民により身近なところで、地域の実情や特性にあったサービスを主体的に運営・実施できる環境を整えます。 目標 公民館・集会所およびコミュニティセンターの年間利用者数 844,500人(平成29年度: 803,375人)	①行政内分権推進事業 地域拠点施設として、地域により身近なところで行政サービスを提供する地域行政センターの機能を強化します。 ②公民館・集会所環境整備事業 住民自治や生涯学習の拠点施設である公民館等の利用環境を整え、積極的な運営を行います。 ③コミュニティセンター機能管理事業 パートナーシップによるまちづくりの拠点施設であるコミュニティセンターの機能を強化します。

各課が行う具体的な事業

めざそう値
 市民が地域の中で主体的にまちづくりに関わりやすい環境が整っており、市民と行政が連携し、支え合いながらまちづくりが進められている。

3.27 /3.02 (現状値) **数値目標**

現状と課題
 これまで、本市ではコミュニティセンターを拠点として、自助・共助・公助の組織体制の充実を図り、パートナーシップによるまちづくりと都市内分権を進めてきました。
 このような取り組みを背景に、地域課題の解決を地域で行う機運が高まりを見せる中、地域活動の担い手不足や活動主体の見える化、自助・共助・公助の主体となる条件のさらなる整備などが課題となっています。

基本目標
 これまで市民が築き上げてきた4つの地区コミュニティを基盤として、市民と行政が役割を明確にしつつ、地域の課題解決を図っていくために、市民と市民、市民と行政のパートナーシップを強化していきます。
 また、まちづくりの主役である市民が主体的に地域活動に関わりやすい環境を整えます。

現状と課題

まちな姿アンケートにより達成状況を確認

関連計画	結果
①コミュニティ振興	パートナーシップ高揚 市民相互、または市民と行政が情報と目標を共有し、多様な役割分担のもと、対等な立場で地域の課題解決を図るために連携すること。 市民公益活動 市民自ら主体かつ自発的に行う非営利の活動で、公益の増進に寄与する活動のこと。